

2025年3月17日

各 位

会 社 名 保土谷化学工業株式会社
代表者名 取締役社長 松本 祐人
(コード番号 4112 東証プライム)
問合せ先 経営企画部長 毛利 康宏
(TEL 03-6852-0327)

株式給付信託（J-ESOP）の対象拡大に関するお知らせ

当社は、本日、2023年度より導入しております、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。）の対象を拡大することについて決定いたしました。

本制度は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として導入いたしました。詳細につきましては、2023年2月7日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入及び第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 対象拡大の背景

本制度は、従業員が中期経営計画「SPEED25/30」（2021～2030年度）における成長シナリオに挑戦し、その成果に報いる施策です。当社は、役員と従業員が一体となって株主の皆様との一層の価値共有を図り、株価変動を処遇として反映させるとともに、従業員の財産形成に資するよう「人的資本投資の拡大」の一環として、従業員に当社株式を給付する報酬制度である本制度を導入しております。

今般、「SPEED25/30」の達成に向けた取り組みを加速するため、企業価値と従業員双方の中長期かつ持続的な向上・成長は当社グループ全体で実現するものであることから、本制度の対象者である当社の従業員の範囲を拡大するとともに、当社の国内連結グループ子会社（以下「グループ会社」といいます。）も対象に加えることとしました。グループの企業価値を反映する当社株式を給付する本制度の対象を拡大することは、当社グループ全体の一体感の醸成に資するものと考えております。

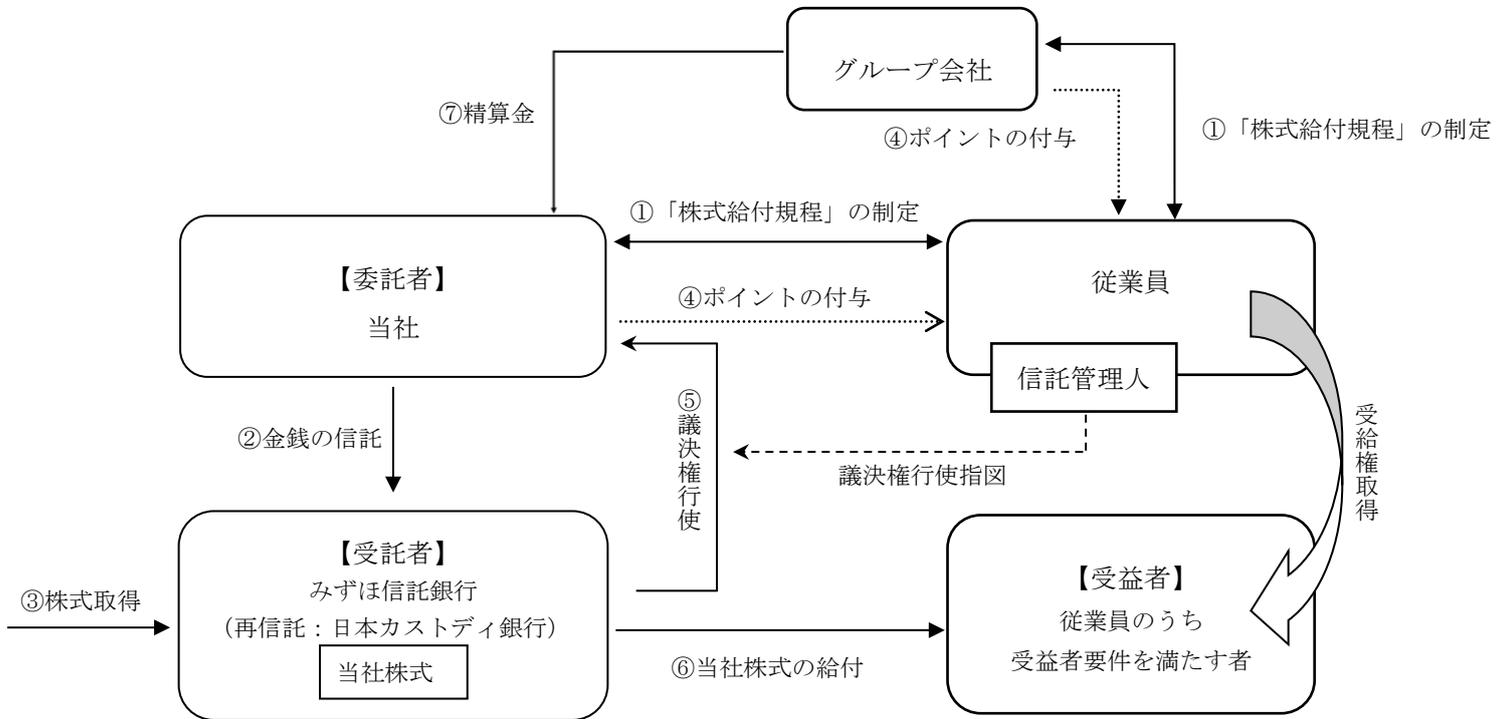
2. 本制度の概要

本制度は、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社及びグループ会社（以下、当社と併せて「対象会社」といいます。）が定めた「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

対象会社は、従業員に対し資格等級や顕著な貢献度に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し

給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

【本制度の仕組み】



- ① 対象会社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制改定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）しております。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 対象会社は、「株式給付規程」に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、従業員のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。
- ⑦ グループ会社は、当社に対して、グループ会社の従業員が当社株式の給付を受けた後、その精算金を支払います。

3. 本信託の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名称 | : 株式給付信託 (J-ESOP) |
| (2) 委託者 | : 当社 |
| (3) 受託者 | : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行) |
| (4) 受益者 | : 従業員のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たす者 |
| (5) 信託管理人 | : 当社の従業員から選定 |
| (6) 信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託) |

- (7) 信託の目的 : 「株式給付規程」に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること
- (8) 本信託契約の締結日 : 2023年3月1日
- (9) 金銭を信託する日 : 2023年3月1日
- (10) 信託の期間 : 2023年3月1日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以 上